



第162号

令和3年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホッコク人形町ビル

☎ 3662-3979

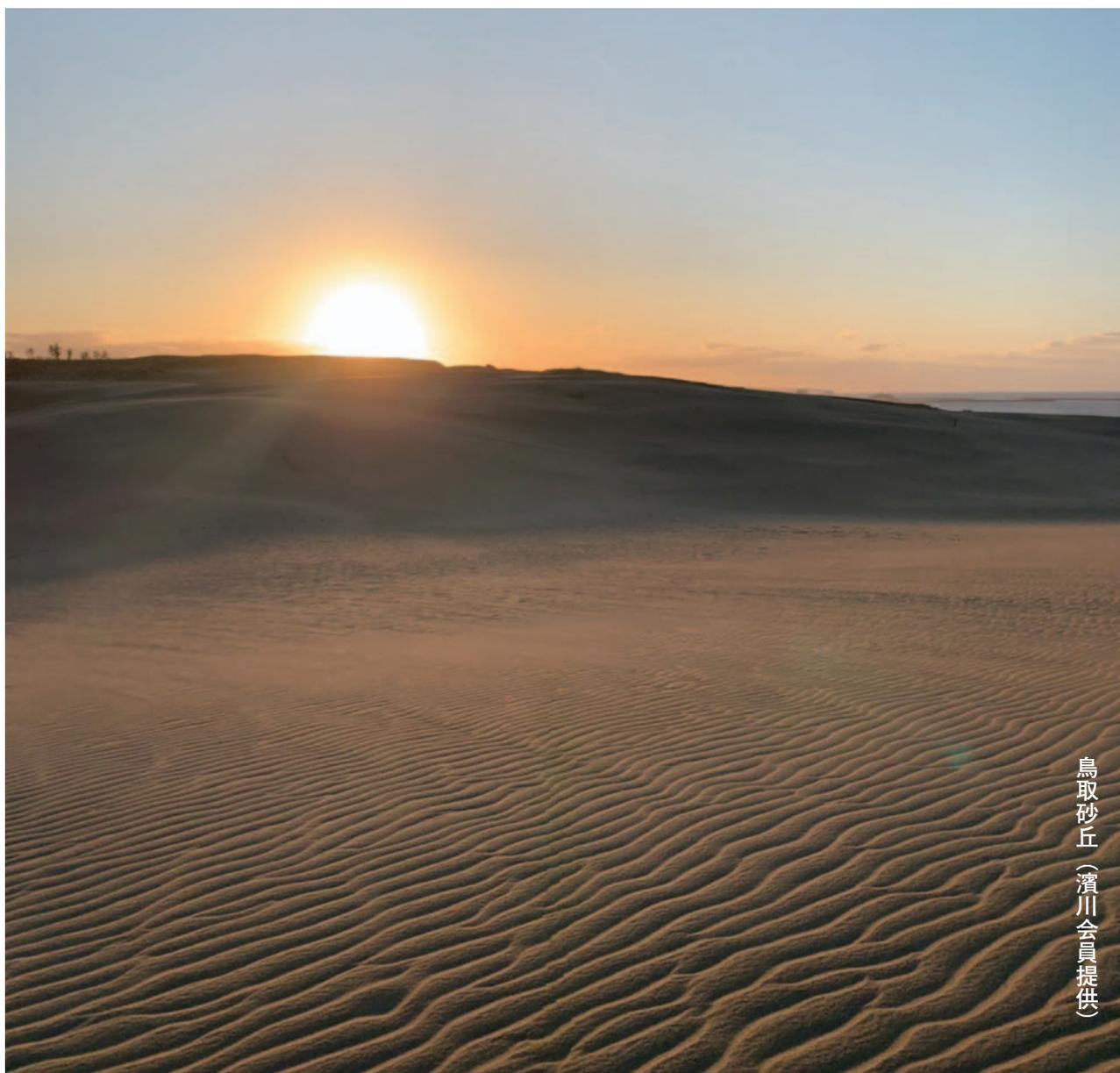
メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下真一郎

編集人 広報部長 増田和弘

印刷 (株) 税経



鳥取砂丘 (濱川会員提供)

目次

・ 支部長挨拶	坂下真一郎	2	・ 日本橋風土記	緑川 光	12
・ 日本橋税務署長挨拶	長井 伸仁	3	・ 各部だより		14
・ 研究論文	石橋 将年	4	・ お知らせ		18
・ 随筆	多田 毅	10	・ 支部会員異動のお知らせ		20



## 確定申告を終えて

さかしたしんいちろう  
支部長 坂下真一郎

コロナ禍の中、2年続けて申告期限が延期となり、税理士として一番忙しい時期の本稿執筆となりました。来年は例年通り3月15日迄が忙しいことを願いたいと思います。なかなか見通しが立てられず、会員の皆様も体調を崩しておられないでしょうか。

3月半ば、偶然見た文化フォーラムのライブ配信で、アイザック・ニュートンの逸話を知りました。350年ほど昔のイギリスで起きたペスト大流行のさなか、ニュートンが通っていた大学が1年半ものあいだ休校となり故郷へ戻らざるを得なくなったのだそうです。そこで自由にものを考えることができ、「万有引力の法則」を発見できたのだそうです。ニュートンはこの期間のことを「創造的休暇」と呼んだとか。彼の「地球の物体の動きも天体の動きも、同じ原理で説明できる」という万有引力の法則は、当時のアダム・スミスたち経済学者を刺激し、その後の経済に大きな影響を与えました。パンデミックが起きると、社会活動が制限されます。けれども、その時に世の中の大きな変革が起きるといふ好例ですね。

2年越しのコロナ禍のなか、暮らしがずいぶん変わり、飲食や旅行などは不自由でストレスが溜まりますが、コミュニケーション手段はデジタル化で多様化し、ネット配信などは珍しいものではなくなりました。ニュートンの時代に匹敵する変容が、実はすでに始まっているかもしれません。

さて、6月21日の定期総会まで残り2カ月を切り、4年間の支部長任期を終えることとなりますが、昨年は緊急事態宣言により東京税理士会、支部共に恒例行事ができず、アツという間に1年間が過ぎてしまいました。

支部事務局も感染防止の為、時間短縮業務となり、会員の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しました。

支部で行われる定期総会、賀詞交換会後の懇親会は今年も開催が難しいと思います。昨年は年2度開催しないとならない常会は秋に1度の開催と

なりました。さらに、女性から支部に対しての意見、要望をお聞きしたいと思い発足した女性部会も、研修会と長井伸仁日本橋税務署長の講演会を一度ずつしか行なうことが出来ませんでした。ぜひ今後も続けて欲しいと思います。

例年、ご協力いただいている確定申告無料相談会は、本年は中止となりました。

日本橋税務署との定例連絡協議会は行われましたが、拡大定例連絡協議会は中止になりました。

日本橋支部と税理士法人や大規模な税理士事務所との協議会も昨年は中止で今後続けて開催出来るか心配です。

厚生活動については、野球部は東京税理士会野球大会が昨年春秋、今年春とも中止でした。5連覇中であった日本橋支部野球部は、結局私の支部長在任中は負けなしで終わることになりました。ゴルフ(TNG)は、緊急事態宣言中は中止でしたが秋に4回開催いたしました。テニス部は、緊急事態宣言解除後の練習、秋の東京会テニス大会にも参加しました。アウトドア部も緊急事態宣言中は自粛していましたがそれ以外は活動しています。ボーリング部、カラオケ部、囲碁部、観劇会はすべて中止となりました。支部運営も大きな改革が必要になってくると思います、次期執行部の皆様に支部活動改革をお願いします。

おそらく、私が支部長として会報「にほんばし」に原稿を書くのは最後だと思います。日本橋支部会員の多くが、研修会をはじめ、定期総会、常会、各厚生活動に安心してご参加いただける日が早く訪れることを心から願っています。



## 確定申告について

日本橋税務署長 なが い しん じ 長井伸仁

平素より、坂下支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には税務行政全般にわたりまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言下に始まった令和2年分の確定申告、東京税理士会日本橋支部におかれましては、例年開催の日本橋公会堂や日本橋三越前における「確定申告無料相談会」の中止や、三密の回避など支部主催の各種研修会への対応など、これまで経験したことのない様々な対応を余儀なくされるなどのご苦労があったことと存じます。

日本橋税務署においても、令和3年4月15日まで延長となった申告・納付期限についての広報をはじめ、三密とまらない会場レイアウトや入場時の検温と消毒の実施さらには確定申告会場での入場整理券方式の導入など各種感染症対策を講じつつ、納税者の皆様に対し適切かつ丁寧に対応できるよう柔軟な相談体制の整備に努めてまいりました。

このような状況下にあって、令和2年分の確定申告を順調に進めることができますのも、日本橋支部の会員の皆様のご支援とご協力のおかげと感謝しております。

また、感染防止の観点からもこれまで以上に、マイナンバーカードやID・パスワード方式を利用した自宅等からのe-Tax申告やキャッシュレス納付の推進広報に積極的に取り組みました。

これらの取組はコロナ禍の新しい生活様式への対応というだけでなく、これからのICT申告を推進していく上でも非常に重要な取組と考えております。

そのため、国税庁においてもe-Taxについては、マイナポータルとの連携や対象手続きの拡大などさまざまな利便性向上施策を順次実施しております。

日本橋支部の会員の皆様におかれましては、これまでe-Taxを利用されていない法人や、e-Taxによる申告の際に添付書類を书面提出されている

法人についても、添付書類を含めたe-Taxによる申告をお願い申し上げます。

さらに、今年の10月1日から消費税の適格請求書（いわゆるインボイス）発行事業者の登録申請書の受付が開始されます。こちらの登録申請につきましても、e-Taxをご利用いただくことができます。

是非とも、今後ともe-Taxによる皆様方の代理送信を最大限に御活用いただき、1件でも多くe-Taxを御利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、今後とも相互の理解と信頼関係の下、申告納税制度を支える良きパートナーとして、税務行政に対するなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます、令和2年分の確定申告にあたって御礼の挨拶とさせていただきます。





# 税理士実務と遺言書

いしぼんげし  
石橋 将年



## はじめに

民法(相続編)が大幅に改正されてから約2年が経過しています。改正に伴い自筆証書遺言作成のハードルが下がり、遺言書に関する相談が増えることも予想されます。

しかしながら、遺言書のなかには、法的に問題のあるものや、税務上のトラブルを抱えたものも少なくなりません。

そこで本稿では、遺言書にまつわる民法条文を確認し、実際の文例をもとに問題点を検討し、税理士実務と遺言書との関係について検討することとします。

## 1 遺言を規定する法律の確認(民法)

相続税法においては、第1条の3(相続税の納税義務者)において「相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により財産を取得した次に掲げる者であって、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの」に対して相続税を課すると規定しています。

相続・遺贈の定義については民法に規定されていますので、正しい課税関係を把握するためには、税理士も民法を理解しておく必要があります。

民法のうち、遺言書に関する規定は「遺言(民法960~同1027)」を中心に整備されています。税理士実務においては、以下に挙げる規定を理解しておく必要があると思われます。

### (1) 包括遺贈及び特定遺贈(民法964)

#### 民法964条

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。

民法964条では特定遺贈と包括遺贈について規定しています。

包括遺贈とは「相続財産の全てを遺言者の甥Aに包括遺贈する」「相続財産の2分の1を知人Bに

遺贈する」といったように、割合を示して遺贈する遺言となります。後者のような記載方法では、残り2分の1の遺産について帰属先が定まっていませんので、相続人と知人Bとの間で遺産分割協議を行い、各人の取得財産を決める必要があります(※1)。

(※1) 包括遺贈を受けた者を「包括受遺者」とよびます。包括受遺者は相続人と同一の権利を有するとされますので(民法990)、財産だけでなく債務も引き継ぐことになるため注意が必要です。

これに対し特定遺贈は「甲土地を甥Aに遺贈する」「乙普通預金を知人Bに遺贈する」といったように、遺産ごとの帰属者を個別具体的に指定する遺言となります。

なお、相続人に対する遺言については、登記手続の簡便さや法的効力の観点から「遺贈する」との文言を用いず、「相続させる」との記載がなされることが多いと思われ(※2)。

(※2) 相続人に対するものは、後述する「特定財産承継遺言(民法1014)」の規定が適用されることに注意を要します。

### (2) 普通の方式による遺言の種類(民法967~同975)

#### 民法967条

遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

税理士が実務で取り扱う遺言書の殆どは、「普通の方式による遺言(自筆証書遺言、公正証書遺言)」となります。このうち、「自筆証書遺言(民法968)」は、遺言者が自筆で書く遺言書となります(※3)。

(※3) このたびの民法改正において、本文のみを自署で、財産目録等についてはパソコン等での作成が認められることとなり、遺言者の負担が大幅に軽減されることとなりま

した(民法968②)。

これに対し「公正証書遺言(民法969)」とは、公証人・証人2名・遺言者が集まり、公証人が遺言者に対し遺言内容を読み聞かせて作成する遺言書となります(※4)。

(※4) 文案作成の際に公証人とのやり取りが必要となるため、公証人と既に信頼関係を築いている司法書士に依頼すると、スムーズに作成することができます。また、証人2名が必要ですが、作成を依頼した司法書士とその事務員に依頼するといったことも考えられます。

### (3) 遺贈の放棄(民法986)

#### 民法986条1項

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。

#### 民法986条2項

遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

特定遺贈された遺産について、受遺者は遺贈を放棄することができます。例えば、甲土地が甥Aに特定遺贈された場合、甥Aが放棄の意思を明らかにすれば、その土地は相続財産に持ち戻り、相続人間の遺産分割の対象となり得ます。

これに対し包括遺贈は、後述するとおり、包括受遺者が相続人と同じ取扱いを受け取るため、放棄する場合は原則として家庭裁判所で放棄の手続をとる必要があります(民法938条)(※5)。

(※5) 「割合的包括遺贈の場合、相続人である受遺者が遺贈を放棄したからといって、相続人としての地位までも放棄したことにはならない。」とする見解があります(片岡武・菅野眞一ほか『第3版家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版(2017)464頁)。そのため、後述するように、実務上は遺言書と異なる遺産分割が行われることもあり得ます。

### (4) 遺言書の検認(民法1004)

#### 民法1004条1項

遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

#### 民法1004条2項

前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

#### 民法1004条3項

封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

自筆証書遺言が遺されていた場合、家庭裁判所で検認手続を受ける必要があります(民法1004①)。検認がなくとも遺言書自体は有効なものとなりますが、検認手続を経ないと、不動産登記手続や預貯金解約手続を行うことができません。そのため、自筆証書遺言については検認手続が必要です。これに対し、公正証書遺言では検認は不要とされていますので(民法1004②)、相続後の速やかな手続を希望であれば公正証書遺言の作成を検討することになります。

なお、民法改正に伴い、法務局で自筆証書遺言を保管する制度(自筆証書遺言の保管制度)が開始されています。本制度を利用している場合、検認手続が不要とされており(遺言書保管法11)、相続開始後に法務局で「遺言書情報証明書」の交付を受け、これをもとに相続手続を行うこととなります。

### (5) 遺言執行者の指定(民法1006)

#### 民法1006条1項

遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

遺言書は、ただ書くだけでは意味をなさず、執行(遺産の処分・名義変更)までセットで考える必要がありますので、遺言執行者を指定しておくことが大切です。

### (6) 遺言執行者の任務の開始(民法1007)

#### 民法1007条2項

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

このたびの民法改正により、上記(民法1007条2項)が新たに設けられました。改正前は、遺言執行者は遺言内容を相続人に通知する義務はありませんでしたが、実務上は、相続財産目録の交付(民法1011)とあわせて、遺言書の写しを各相続人に交付していた事例が多いと思われ(※6)。こ

の点について、遺言執行者は遺言内容を相続人に通知することが義務づけられました。

(※6) 第一東京弁護士会司法研究委員会『新版 遺言執行の法律と実務』ぎょうせい (2010) 106頁参照

## (7) 特定財産に関する遺言の執行 (民法1014)

### 民法1014条2項

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言 (以下「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

### 民法1014条3項

前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

### 民法1014条4項

前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

このたびの民法改正において、民法1014条2項から同条4項が新設されました。具体的には、第2項において、特定の財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言 (例「甲土地を相続人Aに相続させる」) を「特定財産承継遺言」と定義し、遺言執行者はその対抗要件を備えるために必要な行為 (名義変更等) をすることができるとされました。

そのため、相続人が申請すべきとされていた登記申請を、遺言執行者単独で行うことができるようになりました。また、民法1014条3項において、預貯金債権全部について取得する相続人が指定されている場合は、遺言執行者単独で解約することも明文化されました (※7)。

(※7) 「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (通達) 法務省民二第68号令和元年6月27」において、遺言執行者は法定代理人として登記申請ができる旨が明記されています。

## 2. 税理士実務と遺言書との関わり

遺言書のなかには、遺産分割や税務について検討が尽くされていないものも存在します。

そのような遺言書に接したとき、正しい知識があれば、相続開始前に問題点を指摘して作成し直すこともできるでしょう。

そこで、遺言書における代表的な文例をもとに、法律・税務の問題点について検討してみることとします。

### (1) 子がいない夫婦の遺言

子がいない夫婦の場合、どちらか一方に相続が発生すると、相手方の兄弟姉妹と遺産分割 (例: 夫が死亡した時には、妻と夫側の兄弟姉妹との遺産分割) を行わなければなりません。このような場合に備え、次のような遺言書が作成されることがあります。

#### 「記載例」

##### 夫の遺言書

遺言者 (鈴木太郎) は、遺言者の妻 (鈴木花子) に全ての遺産を相続させる。

遺言者よりも先に、鈴木花子が死亡していた場合は、全ての遺産を遺言者の弟 (鈴木次郎) に相続させる。

##### 妻の遺言書

遺言者 (鈴木花子) は、遺言者の夫 (鈴木太郎) に全ての遺産を相続させる。

遺言者よりも先に、鈴木太郎が死亡した場合は、全ての遺産を遺言者の妹 (山田良子) に相続させる。

平均余命年数から考えると、一般的には夫が妻よりも先に亡くなる可能性が高いと思われます。その場合、遺言書がないと、妻は夫の兄弟姉妹と遺産分割協議を行わなければなりません (※8)。

(※8) 本来は妻と第二順位の相続人 (夫の直系尊属) とが遺産分割協議を行います。既に亡くなっていることが多いと思われます。そのため、本事例では、妻と第三順位の相続人 (夫の兄弟姉妹) とで遺産分割協議を行う前提で説明しています。

そのような遺産分割協議は、妻にとって心理的負担が大きいため、夫の生前に「妻に全財産を相続させる」旨の遺言書を作成することを検討すべきと考えられます (※9)。

※9) 兄弟姉妹に遺留分は存在しないため、全財産を妻が相続することができます(民法1042)。

なお、夫よりも妻が先に亡くなることも考えられます。その場合、夫の相続人間(兄弟姉妹間)で遺産分割協議を行う必要があり、紛争の可能性もあるため、遺言書を書き換える必要があるでしょう。ただし、遺言者が高齢になっている等の理由で、書き換えできない場合もあるため、予め遺産の帰属先(本事例ではお世話になった遺言者の弟を想定)を指定しておくことも考えられます(このような遺言を「予備的遺言」といいます)。

また、本事例のように、どちらが先に亡くなっても大丈夫なよう、夫婦それぞれが遺言書を作成することも検討に値します。

## (2) 特定遺贈と包括遺贈

遺言書には、誰にどの財産を与えるかを記載することになりますが、記載方法によっては、かえって紛争を生む可能性があるため注意が必要です。

### 「記載例」

#### A案(特定遺贈)

甲土地を相続人鈴木一郎に相続させる。B土地を知人田中愛子に遺贈する。

#### B案(包括遺贈)

遺産の3分の2を相続人鈴木一郎に相続させる。遺産の3分の1を知人田中愛子に遺贈する。

## ① 具体的な遺産の指定

一般的に、遺産の受取者を個別具体的に指定することを「特定遺贈」と、遺産の何割を与えるといった割合で指定することを「包括遺贈」とよんでいます。

A案(特定遺贈)においては、遺産の受取者が具体的に指定されていますので、遺産分割の余地はなく、それぞれが遺産の名義変更(相続登記・遺贈登記)を行えば相続手続は完了します(遺産の記載漏れがある場合や、遺留分等の問題がある場合を除きます)。

これに対し、B案(包括遺贈)では、遺産の受取割合のみが記載されており、どの遺産を誰が取得するかが具体的に記載されていません。そのため、相続人鈴木一郎と知人田中愛子(包括受遺者)との間で、誰がどの財産を受け取るかの話し合い(遺産分割協議)を行う必要が生じます。

そのため、A案のように、個別具体的に受取者を記載する遺言書を作成することが一般的と思われます。

## ② 特定遺贈と包括遺贈の判断

各財産の帰属先が具体的に指定されている場合は特定遺贈と判断できますが、特定遺贈なのか包括遺贈なのか判断に迷う遺言書が希に存在します。

### 「記載例」

全ての不動産を相続人鈴木一郎に相続させる。上記遺産以外の遺産(預貯金、有価証券、その他一切の財産)については適宜の方法により換金し、債務及び遺言執行費用を支払った残金について、相続人鈴木一郎に3分の2を相続させ、知人田中愛子に3分の1を遺贈する。

前段は遺産と受取者とが具体的に分かりますので、特定遺贈による遺言と考えられますが、後段部分については割合のみが指定されており、特定遺贈なのか包括遺贈なのか判断に迷う場面も生じます。

特定遺贈と解するならば、単に遺言を執行するだけ(換金・債務弁済後に分配)で済みますが、包括遺贈と解するならば、相続人と包括受遺者とが遺産分割協議を行う必要が生じます。上記のような遺言については、特定遺贈とする見解が存在します(※10)。

※10) 「個々の目的物も必ずしも物の個々を示さず、動産全部とか、あるいは一定の目的物を掲げた後に「その余の遺産全部、又は動産」というが如くある程度包括して特定しても特定遺贈と解されます。」として、特定遺贈とした取り扱うべきとの見解が存在します(第一東京弁護士会司法研究委員会『新版遺言執行の法律と実務』ぎょうせい(2004)149頁)

しかしながら、「特定の土地を相続人に帰属させ、残り全てを政党に寄附する」旨の遺言について、後段部分を包括遺贈とした判例も存在します(平成10年6月26日東京地裁判決:TAINSコードZ232-8192)。

特定遺贈の場合は遺産分割協議が不要ですが、包括遺贈と判断されると、その部分について相続人と知人との間で話し合い(遺産分割協議)が必要となる場合があり、紛争に発展する

可能性があります。

また、相続税計算においても違いがあります。相続人以外の者が受遺者となっている場合、包括遺贈（包括受遺者）であれば債務控除をすることができますが、特定遺贈（特定受遺者）の場合は原則として債務控除をすることができません（相続税法13）。

遺言の解釈を巡って紛争が起きる可能性もありますので、今後どのような問題が起きるのか（弁護士等に相談すべきか）予め検討しておく必要があるでしょう。

### (3) 遺言書どおりに相続しない場合

遺言書が遺されていても、そのとおり相続しない場合も見受けられます。例えば、以下のような遺言書が遺されている場合を想定します。

#### 「記載例」

全ての遺産を、遺言者の妻である鈴木花子に相続させる。

特定の財産を「相続させる」旨の遺言は「遺産分割方法の指定」であり、特定された財産は遺産分割協議の対象から外され、指定された相続人に直ちに権利が移転するとの考え方が通説です（平成3年4月19日最高裁判決）。

また、この判決は「全ての遺産を相続人〇〇に相続させる」旨の遺言にも適用されるとの考え方があります（※11）。

（※11）片岡武・菅野眞一ほか『第3版家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版（2017）472頁。

ところで、上記判決では「相続させる旨の遺言では、直ちに相続人（妻）に遺産が移転することとなり、遺産分割の余地がない」旨を判示しており、この論を推し進めると、「妻（相続人）が全ての遺産を受け取る」か、「妻が（家庭裁判所に相続放棄の手続をして）全ての遺産を受け取らないか」かの、どちらか一方しか選択できないようにも考えられます。

これについては、国税庁から2つの質疑応答事例（※12）が公表されており、相続人全員の合意があれば事実上の相続放棄（遺言書と異なった内容による遺産分割）が可能とされています。

（※12）国税庁ホームページでは「遺言書の内容と異なる遺産の分割と贈与税（質疑応答事例）」と「遺言書の内容と異なる遺産分割をした場

合の相続税と贈与税（タックスアンサー）」の2つが公開されています。前者は「被相続人甲は、全遺産を丙（三男）に与える旨（包括遺贈）の公正証書による遺言を残していましたが・・・」との質問から始まり、正式な相続放棄手続をとらずとも、相続税計算上は事実上の相続放棄が可能と解説されています。

実務を行っている、上記のような遺言（相続開始後に被相続人の自宅書斎から自筆証書遺言が出てくる等）を見受けることがあります。その場合、妻に潤沢な預貯金があれば、子にいくばくか相続させたいと思うのが通常です。

しかしながら、相続税の申告期限までに遺産分割協議を終えないと、（相続税の計算上は）遺言書どおりに相続されたとの疑義も残るため、早めの遺産分割協議を促すべきと思われる。

### (4) 遺言執行者の指定

専門家に遺言書作成を依頼した場合、通常は下記のように遺言執行者に関する文言が記載されません。

#### 「記載例」

遺言者は、本遺言の遺言執行者として、下記の者を指定する。

東京都中央区〇〇町1丁目1番1号

日本橋太郎（昭和〇〇年〇月〇日生）

遺言には遺言執行者を指定することができますが（民法1006）、以下の点に注意が必要です。

#### ① 遺言執行者不在による相続手続の遅れ

遺言執行者が指定されていれば、預貯金の解約や、不動産登記について、原則として遺言執行者が単独で手続を行うことができます。

しかしながら、遺言執行者が指定されていない場合は、相続人・受遺者が共同で手続を行う必要が生じますので、紛争が予想される場合は必ず指定すべきと考えられます（※13）。

（※13）遺言執行者が指定されていないときは、家庭裁判所に選任の申立をすることができます（民法1010）。

#### ② 候補者の選定

遺言執行者は一人だけでなく、複数名を指定することもできますので、遺言執行者が高齢である場合は、予備的に複数名を指定しておくことも可能です。

また、弁護士といった専門職以外の方も指定

できますので、家族仲が比較的円満な家庭の場合は、遺言執行費用を節約するため、相続人を指定することも考えられます。

なお、紛争性が高いと予想される場合は弁護士を指定することも考えられますが、遺言執行者となった弁護士は、その後に紛争（遺留分争い等）が起きた場合、特定の相続人からは受任できないとされているため、紛争が確実視される場合は注意が必要です（東京弁護士会『LIBRA』2008年3月号30頁）。

遺言執行者の資格に制限はありませんので、個人だけでなく法人も就任できますが、税理士法人は遺言執行者になることができないとされています（日本税理士会連合会制度部『税理士法人に関するQ&A平成28年8月13頁』）。

#### (5) 法人に対する遺贈

希に「法人へ土地を遺贈する」旨の記載をした遺言書が見受けられますが、税負担の問題が生じるため注意が必要です。

##### 「記載例」

甲土地をA法人に遺贈する。  
 ※本土地は先祖伝来の土地であり、取得費が極めて低く、譲渡所得が発生すると仮定します。  
 ※A法人は被相続人及びその家族の同族法人と仮定します。

個人が法人に資産を譲渡する場合、いったん時価で精算すべきとの考え方が存在します。この考えに基づき、個人が法人に対して、著しく低い価額で譲渡所得が生じる資産（土地・建物等）を譲渡した場合、「みなし譲渡課税」の規定が適用されます（所法59①二）。

また、法人に対する遺贈についても、上記と同様に「みなし譲渡」の規定が適用されることとされています（所法59①一）。

本事例の場合、法人に対し、譲渡所得の課税対象である土地を遺贈していますので、被相続人に対して「みなし譲渡課税」が適用されます。具体的には、被相続人が法人に対し、相続開始時の時価で土地を譲渡したものとみなされ、被相続人に譲渡所得税が課税され、その負担は原則として相続人が負うこととなります（所法125・所法129）。

また、法人側は時価で「受贈益課税（法法22②）」され、さらには関係者の株価が上昇したものと

て「相続税課税（相法9、相基通9-2）」も行われます。

そのため、不動産・株式といった譲渡所得が発生する資産を、法人に遺贈したい旨の相談を受けた際は注意が必要です。

公益団体に遺贈した場合で一定条件を満たせば、所得税の非課税規定（措法40）の適用を受けることができます。

#### (6) 清算型遺贈

遺言書には、遺産を受け取る者の事務負担を考え、遺産を換金してから配分する旨の記載がなされることがあります。

##### 「記載例」

遺言者の全ての遺産を換金し、債務・公租公課・葬儀費用を支払った後の残余を相続人鈴木一郎が3分の2、知人田中愛子が3分の1取得する。

上記は、いわゆる「清算型遺贈」とよばれるもので、遺言者の資産・負債を清算（換金）し、金銭で分配する遺言となります。

このような遺言では、遺産のなかに譲渡所得税が生じる資産（土地建物・株式等）がある場合は、各相続人・受遺者が受け取った割合に応じて譲渡所得税を負担する必要があります（東京税理士界Vol No.731、同647、税大論叢「換価遺言が行われた場合の課税関係について」参照）。

このような遺言の場合、遺言執行者が指定されていることが通常と思われませんが、遺言執行前（換価前）に、相続人及び受遺者に、譲渡所得税の負担が生じる旨を説明し、同意を得ておく必要があります。

#### (7) 小規模宅地等の特例

遺言書のなかに、小規模宅地等の特例の適用対象となる土地が複数ある場合は、相続発生時に特例が適用できるよう、事前に確認が必要です。

##### 「記載例」

甲土地（330㎡）を相続人鈴木花子（遺言者の妻）に相続させる。

※甲土地・・・特定居住用宅地（限度面積：330㎡）に該当すると仮定

乙土地（200㎡）を相続人鈴木一郎（遺言者の長男）に相続させる。

※乙土地・・・貸付事業用宅地（限度面積：200㎡）に該当すると仮定

小規模宅地等の特例（措法69の4）について、適用可能な土地が複数あり、それらを複数の相続

人が取得した場合には、適用可能な全ての者の同意がないと小規模宅地等の特例を使うことができません。

甲乙両方の土地について、ともに小規模宅地等の特例の適用要件を満たすと仮定した場合、減額割合の一番大きい甲土地（特定居住用宅地：減額割合330㎡まで80%減額）から適用するのが通常です。

しかしながら、乙土地（貸付事業用宅地：減額割合200㎡まで50%減額）から適用した方が、全体の相続税額が増えても、長男の相続税負担は減る可能性があります。

本特例については、適用対象者が複数いる場合は全ての者の同意が必要となり、同意の有無を確認するため、相続税申告書に添付する「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」に、特例対象宅地等を取得した全ての者の氏名を記載することになっており（措令40の2⑤三）、添付がないと本特例は受けられないとされています（平成28年7月22日東京地裁判決、税務通信3566号25頁）。

相続人同士の紛争が予想される場合、小規模宅

地等の特例の同意を得られない可能性があるため、特定の相続人のみが適用対象となる土地を相続する、といった遺言書作成も検討されるべきと思われます。

## おわりに

知らぬ間に、顧問先が遺言書を作成している場合があります。内容について聞くと「作成は旧知の弁護士先生に頼んであるから大丈夫です。」との返答で、詳しく聞き取れないこともあるでしょう。

しかしながら、遺言には数多くの類型が存在し、内容によっては多額の税負担が生じるものも少なくありません。

近年は、弁護士等が参考にしている専門書籍（遺言書の雛形が収録されているもの）に、税負担の問題が触られるようにはなってきましたが、まだまだ周知されていないと感じられます。

遺言書作成のためには税の知識が不可欠です。税理士も遺言の関連法規について学び、より良い遺言書作成の一助となれるよう、努力すべきと考えられます。

## 随筆

### 地域社会への 関わりで得たもの

た だ たけし  
多 田 毅

平成30年7月、長年勤め上げた職場を定年退職。激務であった職場からの開放。新しい仕事は9月から始まりました。先輩から「9月からは新しい仕事が始まるが、それと並行して興味があること、今後やってみたいこと、チャレンジしてみたいことがあれば、是非とも探してみてもどうか。」とアドバイスされました。そんな時、新聞に折り込まれていた「ちば市政だより」に目が止まったのです。

そこには、いろいろなイベント情報、公開講座、体験講座など盛りだくさんの情報が掲載されてい



園芸科の野菜とお花の収穫祭（文化祭）

ました。

記事の中で目にとまったのが千葉市中央区千葉寺町にあるハーモニープラザの生涯学習の一環と

して開校されている「千葉市ことぶき大学校」の、「ことぶきオープンキャンパスの庭木選定講座」で、誰でも自由に参加できる講座でした。

「千葉市ことぶき大学校」では、野菜作り、花作り、ボランティア活動の重要性と必要性などいろいろなことを教わりました。

世の中にはこのボランティア活動を待っていてくれる人々、必要と感じている人々が多いとの話を聞き、私は心から興味をひかれていきました。

この「千葉市ことぶき大学校」では、畑での野菜作り、お花の栽培、生徒全員による運動会、文化祭、さらには地域社会に貢献されている方々の講演会の聴講をすることができました。受講者は総勢200名。みんなで協力しあい、地域社会への恩返しなど、様々な体験をさせていただきました。

この「千葉市ことぶき大学校」での体験を活かし、何か地域社会に貢献出来ないかと考え、施設見学という授業で知り得た施設に出向きました。そこが、現在ボランティア活動をしている「千葉市動物公園」です。自宅から自転車で約15分の所にあるため、アクセスもよく、また、自転車で行けるため健康増進にもなっています。

私が所属しているボランティアは「植物・樹木チーム」で、園内の植物の観察や管理、来園者への案内、桜の季節には園内の桜ガイドをしています。

動物公園側から支給されたお揃いの緑色のジャケットを身にまとい、園内を歩いているといろいろな方々から声がかかります。「オウムはどこにいますか。」「ヘビクイワシはどこにいますか。」「活動ありがとうございます。」など、そんな嬉しい声掛けにこたえるべく私も園内マップを読み込んで対応しているところです。

毎年11月上旬2日間に渡って動物公園主催の「ZOO フェスタ」が開催されておりますが、その際も動物たちへの餌やり体験の補助、福引きなどのイベントの補助も行っております。

令和2年7月に、チーターが7頭（オス3頭、メス4頭）新たに園内に飼育され、同時にハイエナも新たに追加飼育されており、このチーターの走る姿を見たさに来園されるお客さんが急増しております。

この他に、ボランティア活動団体紹介という授業で聴講した防災団体の活動指針に感銘を受け、令和元年12月に船橋消防署で3日間の研修を受け、千葉市内の災害救援ボランティア活動することとし「千葉市SLネットワーク」というボランティア団体に加入しております。千葉市は政令指定都市6区に分かれていますが、それぞれ各区4～5名が名前を登録しております。オレンジ色のジャンパー、統一された帽子を支給され、千葉市や各区自治体が主催する防災訓練への参加・支援、段ボールトイレや、段ボールベットの作成指導、防災マップの作成活動など、地域社会への貢献を目指して活動しております。

一昨年9月に発生した台風9号、10号被害の際に、千葉県は自主防災の低い県とのマスコミ報道がありました。自分としては何ができるのか。自分の可能性を求めることとしております。

このボランティア活動を通じた新たな方々との出逢いが、今の自分に大きく影響しております。「千葉市ことぶき大学校」は、令和2年3月で20年間の歴史に幕を閉じましたが、これまでとは違った世の中のことを教えていただき感謝しております。



稲毛海浜公園の花壇作り  
(五輪のマークをイメージ)



千葉市動物公園の  
チーター3兄弟

連載

## 日本橋風土記(日本橋小網町・日本橋蛸殻町・日本橋箱崎町) 第7回

広報部 H・M

今回は、丁番を持たない日本橋小網町、一丁目・二丁目と丁目の少ない日本橋蛸殻町及び丁目の設定のない日本橋箱崎町の三町を紹介したいと思います。

## 【日本橋小網町】

江戸時代の初期、慶長年間に江戸城が築城された頃、小網町付近は日本橋川の河口洲の小さな中島であったとされています。八丁堀、霊岸島など、江戸の前島の埋立てが進むにつれて、日本橋川沿いの河岸の街へと姿を変え、日本橋川に面した土地柄、水上交通の重要な場所として発展しました。

江戸時代初期には「番匠町」と呼ばれておりましたが、この地域の漁師たちが家康入国後、葛西方面へ出かけた時に網を引いて見せたことから、肴御用を命じられ、白魚献上の特権を得たとのこと。そして、外濠内での夜獵の後、明け方近く引き上げてくるときに町角に網を一張干しておくのが慣例となり、この風習から生じたのが町名となったと推定されています。

土地柄、明治期以降、川沿いの区域を中心に、醤油屋、雑貨・食料品を扱う問屋が多く、水上交通の面でも重要な場所として発展しましたが、関東大震災では町家のほとんどが焼失し、太平洋戦争末期の1945年3月10日の東京大空襲では町域の多くが焼け残ったものの、戦後の道路改正の影響で全く昔の面影をとどめないほど町の様子が変わりました。

この日本橋小網町全体を眺めると、小網神社が何と言っても町の人々の支えになっています。当社は、「強運厄除の神様」と言われ、1466年(文正元)、疫病が流行った折、草庵に稲穂を持った老人が訪れ数日間泊り、「この老人を稲荷神として崇めれば、疫病は退散する。」というお告げを聞いた庵主が草庵に稲荷神を祀る神社を建てたところ、疫病が収まったとされ、領主の太田道灌もこの話を聞き、土地を寄進したとされています。

## 【日本橋蛸殻町】

何と読んでいいのか分からないという方が多く、



東京麻布の狸穴（まみあな）と同様に正式に読める方が少ない町名です。

蛸殻町という地名は江戸初期からあり、海浜の漁師町で、地名も海産物の名によっています。江戸時代には町のほとんどが武家地で、1876年（明治9）に東京米穀取引所が置かれて以降は、大阪の堂島とともに米相場を支配したほどの賑わいでした。

町の中央にある水天宮は、壇之浦で滅びた平家の霊を慰めるため、築後（福岡県）久留米市に創建されましたが、1818年（文政元）に久留米藩主有馬頼徳の江戸藩邸（港区三田）に分社され、その後、有馬邸の移転に伴い、1872年（明治5）に現在地に移転、一般に開放されたものです。水天宮は、安産祈願で有名なので若い夫婦の参拝（写真参照）が多く、戌の日には多くの人で賑わっています。江戸鎮座200年記念事業として社殿の建て替えを平成25年から28年まで行い、その間は日本橋浜町の明治座そばに仮宮が設けられていました。新築に合わせて最新の設備が導入され、社務所や待合室は非常に現代的な造りとなり、さらに社殿だけではなく参道や回廊など境内全体に免震構造が採用されています。

この町出身で声楽家と言えば、藤山一郎（本名増永丈夫、1911.4.8～1993.8.21）を思い起こします。モスリン（メリヤス）問屋の三男として幼少期はピアノを習うなど経済的に恵まれた家庭でありましたが、世界大恐慌の影響で実家は廃業し、東京音楽学校時代にレコード吹き込みの内職をするなどして家計を支え、卒業後にビクターに入社して借金完済に至ったと言われています。「酒は涙か溜息か」、「丘を越えて」、「東京ラブソディ」、「青い山脈」、「長崎の鐘」など数多くのヒット曲を世に送り、理論・楽典に忠実に歌ったことから正格歌手と呼ばれ、1992年国民栄誉賞を受賞しました。

### 【日本橋箱崎町】

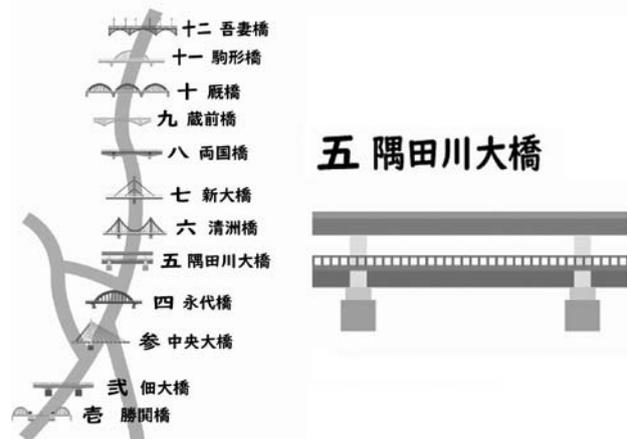
日本橋箱崎町の地名の由来は明らかではなく、13世紀の元寇の古戦場である九州福岡の筑紫箱崎に似ていることによるとか、箱池とか箱崎池と呼ぶ池の名にちなんでいるとも言われておりますが詳しくは分かりません。

歴史的には、もと隅田川、日本橋川、箱崎川、浜町川に囲まれた島地であり、江戸初期に埋め立

てられた跡地は、諸藩大名の別邸があり、明治時代に日本開拓物産売捌所が設けられ、開拓使廃止後の1874年（明治7）日本銀行が入居（創業の地）するなど一躍経済の中心地となりました。日本銀行が現在の日本橋本石町に移転し、永代橋が日本橋下流に移設されると近年は大規模な倉庫と住宅の混在地となりました。

この地は首都高速6号向島線から9号深川線が分岐するジャンクションで、車両の流れが一極に集中する首都高速屈指の要衝であり、渋滞の名所としても知られ、1994年（平成6）から1998年にかけて箱崎ジャンクション改良工事が行われました。このジャンクションの下には、1972年（昭和47）、東京シティエアターミナルが開業し、リムジンバスのバスターミナルとして、羽田空港や成田空港等へ向かう世界への出入り口の一端を担うようになり、交通の要所となっています。

また、この地には1979年（昭和54）に完成した隅田川大橋が対岸の江東区佐賀1丁目との間に架かっています。隅田川唯一の二層式のこの橋は、首都高速9号深川線建設にあわせて架橋されたもので、先に下段の隅田川大橋が、完成の翌年に上段の高速道路高架橋部分が開通しました。橋長385.3m（河川部210m、左岸高架部103.1m、右岸高架部72.2m）と長く、この地下には東京メトロ半蔵門線が通っています。建設当時の風潮によるものでしょうか、機能的重視の設計デザインになっていることもあり、景観的には好ましくないとの声も少なくありません。隅田川に架かる橋梁のなかでも比較的新規に建設されたため高架部も高めに設計され、そこからの眺めが良いものとなっておりますので、時間と暇がある方は是非訪れて見ては。



## 各部だより

### 〔総務部〕

#### ◎支部幹事会報告

令和2年12月17日（木）

#### I 審議事項

1. 新年賀詞交歓会（食事会）の件
2. 新型コロナウイルス感染症対策として事務局の時短等の対応の件
3. 事務局員補充の件
4. 3月の明治座講演のチケット補助について

#### II 報告事項

1. 令和3年度支部役員選挙の件
2. 役員幹事会 Zoom開催の際の対応の件
3. 新入会員業務説明会（11/19）の件
4. 税務署長納税表彰授賞式（11/19）の件
5. 税務功労者感謝状贈呈式（11/19）の件
6. 国税局と署長、支部長の連絡協議会（11/25）の件
7. 登録調査（12/8）の件
8. 滞納会費の回収状況の件
9. 女性部会の活動状況の件

#### III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年1月21日（木）

#### I 報告事項

1. 新春記念講演会中止の件
2. 確定申告無料相談会中止の件
3. 納税者支援センター相談員の推薦の件
4. 準会員の件

令和3年2月22日（月）

#### I 審議事項

1. 常会の件
2. 顧問相談役会の件
3. 本会支部文書類保管サーバー・クラウドシステムに関する利用申請の件

#### II 報告事項

1. ハラスメント防止等に関する規程の制定の件
2. 登録調査（2/16）の件

#### III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和3年3月23日（火）

#### I 報告事項

1. 登録調査（3/19）の件

#### II 理事会報告 以上

（総務部長 結城昌史）

### 〔研修部〕

#### 《実施した研修会と今後の予定》

日 時：令和2年12月15日（火）～令和3年2月15日（月）（動画配信）

テーマ：「都税事務所の担当官が教えてくれる地方税の間違いやすい留意点～法人事業税・都民税、固定資産税（コロナ特例）、地方税共通納税システム～」

講 師：中央都税事務所担当官

※ 11/27日本橋・京橋支部ジョイント研修会の収録

日 時：令和3年2月3日（水）13：30～16：00

テーマ：「令和2年分確定申告にあたっての留意事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東京証券会館ホール

日 時：令和3年4月21日（水）14：00～17：00

テーマ：「医療法人の特徴と税務上の留意点」

講 師：税理士 青木 恵一 氏

会 場：T-CATホール

#### 《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和2年12月11日（金）17：30～19：30

日 時：令和3年5月14日（金）17：30～19：30

日 時：令和3年6月11日（金）17：30～19：30

日 時：令和3年7月9日（金）17：30～19：30

日 時：令和3年8月6日（金）17：30～19：30

日 時：令和3年9月10日（金）17：30～19：30

いずれも日本橋支部会議室で実施又は予定

（研修部長 渡辺英樹）

### 〔厚生部〕

囲碁部、歌舞音曲部等屋内で活動する同好会に関しましては、新型コロナウイルス感染予防の対策が取り難いため、昨年3月より当面活動を休止しております。一日も早く再開できるよう祈るばかりです。

また毎年3月に行っておりました明治座の観劇会につきましても緊急事態宣言が発令されたことから本年につきましては中止とさせて頂きました。

(厚生部長 湯本康弘)

### 〈野球部〉

令和2年12月から令和3年3月までの野球部の活動に関してご報告致します。

年末から春先にかけては、本年初頭からの「緊急事態宣言」の発出により、またもやコロナに振り回され、残念ながら春の本大会も中止になり、それに伴い野球部の活動も自粛しておりました。

また、それに伴い、チームとしても、個人としても、それぞれの活動が自粛になっている状態ですが、この状況が終息して活動再開になったときには、初心に戻り、野球ができる楽しさを味わいながら、来るべく秋の大会において、6連覇の偉業を達成して参りたいと思います。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 青柳 聡)

### 〈テニス部〉

12月9日 練習会 (高輪テニスセンター) 4名

1月8日 練習会 (高輪テニスセンター)

(緊急事態宣言により中止)

令和3年は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のため、活動を自粛していました。4月16日に高輪テニスセンターで練習を再開、5月11日開催の東京会テニス大会に参加予定です。

大会では上位に食い込めるよう頑張りたいと思います。応援、よろしく願いいたします。

(テニス部長 塩谷 満)

### 〈アウトドア部〉

今年の12月以降のアウトドア部の活動について報告いたします。

12月17日 皇居ランニング練習会 参加者11名

令和2年最後のランニング練習会でした。

12月19日 駒沢公園リレーマラソン 11名

ランニングコースで有名な駒沢公園にてリレーマラソン大会を開催しました。参加者の走力や人数によってチームを3チームに分けて競い合いました。

1月16日 浅草七福神巡り ランニング 7名  
浅草の七福神をランニングで巡るイベントを行いました。お参りをして御朱印をもらったりお守りを購入したり楽しみました。

1月21日 皇居ランニング練習会 3名  
感染防止対策に気を付けて、皇居をそれぞれのペースで走りました。

2月18日 皇居ランニング練習会 中止  
緊急事態宣言の中参加者が少ないため、中止しました。

2月27日 赤羽トライアル大会 7名  
感染防止対策をきちんと行っているマラソン大会で、ハーフマラソンに4名、10kmに3名、合計7名が参加して全員無事に完走しました。

3月18日 皇居ランニング練習会 4名  
確定申告の真っただ中ということで少人数でしたが、それぞれのペースで練習しました。

#### 今後の予定

4月11日 夢の大橋あおぞらマラソン大会にフルマラソンの距離にリレーマラソンで10名2チームにより参加予定です。

毎月第3木曜日の皇居ランニング練習会

アウトドア部では参加部員を募集しています。ランニングの他、ハイキングや軽い山登りなどアウトドアで行うスポーツ全般について色々と企画をしております。ランニングにつきましてはフルマラソン2時間20分を切るエリートランナーからコーチを受ける機会があるかも??興味のある方はぜひご参加ください。

(アウトドア部 増田和弘)

#### 〔組織部〕

「ハラスメント防止等に関する規程の制定」について、東京会組織部に意見聴取を行っています。

(組織部長 野本徳治)



## 〔綱紀監察部〕

次の会議が開催されました。

令和2年度綱紀監察合同会議

日 時 令和2年12月11日(金)午後1時30分～  
午後4時

場 所 オンラインによる開催

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は  
副支部長、綱紀監察部長  
東京国税局より税理士監理官ほか8名  
支部より三塚幹事

議 題 1 綱紀部からの報告  
2 業務侵害監察部からの報告  
3 東京国税局の方針  
4 東京国税局からの報告  
5 支部からの提言等  
(綱紀監察部長 佐藤宗石)

## 〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、日本橋税務署から依頼のあった、確定申告期の無料相談並びに支部の確定申告無料相談と税理士記念日無料相談につきましては、コロナ感染症緊急事態宣言発令のため、中止となりました。

## 《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分(電話対応)

実施日	会 場	担当税理士
1月20日(水)	法人会事務局	遠藤 範子
1月27日(水)	〃	皆平 弘一
2月10日(水)	〃	余西 吉巳
2月24日(水)	〃	安藤 孝夫
3月10日(水)	〃	増田 和弘

## 《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
2月4日(木)	丸の内二重橋ビル	山崎 健
3月4日(木)	〃	栃倉富美江

○商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
2月9日(火)	中央区京橋プラザ	徳山 和美
2月16日(火)	〃	増田 和弘
3月2日(火)	〃	佐藤 嘉光

3月9日(火) 〃 平川 彰  
《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分 中 止  
《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
2月8日(月)	日本橋青色申告会事務局	川口 真理
2月22日(月)	〃	〃
3月8日(月)	〃	〃
3月22日(月)	〃	〃
4月5日(月)	〃	〃
4月12日(月)	〃	〃

《税理士記念日税の無料相談》 中 止

《支部確定申告無料税務相談》 中 止

《支部無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
1月13日(水)	支部事務局談話室	余西 吉巳
2月10日(水)	〃	山崎 健
3月3日(水)	〃	高山 秀三
3月10日(水)	〃	赤坂 光則

《支部相続税無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
2月12日(木)	支部事務局談話室	古賀 裕明
3月11日(木)	〃	若狭 茂雄

(税務支援対策部長 澤城教典)

## 〔法対策委員会〕

1 昨年9月に、東京税理士会制度部及び調査研究部より支部法対策委員会における課題検討について、インターネット上で行うアンケートへの回答依頼があり、その結果報告が令和3年1月25日に東京税理士会ホームページ上にアップされました。

48支部のうち、足立、豊島に続き日本橋が3番目の回答者数の多さとなり、同課題検討アンケートにつき貢献しました。12月より3月までの法対策委員会として主だった活動はありませんでした。

2 令和3年3月18日東京税理士会理事会にて「令和4年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」が決定されたので、今後の動向を注視し必要な時期に支部法対策委員会を開催致します。

重要改正要望事項

1. 消費税の税率を単一税率とすること。

2. 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
3. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。
4. 災害損失控除を創設すること。

(法対策委員長 小山栄一)

### [情報システム委員会]

- 1 第五世代税理士用電子証明書の発行について  
日税連では、順次第五世代税理士用電子証明書(以下、ICカード)の発行を開始しております。

東京税理士会ではこの第五世代ICカードの取得について、有効な第四世代ICカード又はマイナンバーカードを所有している方は、6月28日よりオンラインによる申し込みが可能となります。

なお、第四世代ICカードを一度も取得したことがない、もしくは過去に取得したが失効・紛失・破損してしまった方、又はマイナンバーカードを所有していない方は書面によりお申込みください。

取得に関する方法については後日案内、研修等によりお知らせする予定です。

- 2 支部月次案内物のメール配信への切り替えについて

現在ほぼ毎月、会員の皆さまへ支部より研修の案内等が送られていると思いますが、約7割の事務局が依然郵送の形となっております。郵送の場合、印刷代、郵送料に加え、800部近くの発送に係り事務局の作業負担も大きいです。一方受領する会員の皆さまもおかれましても、当該案内書類の処分に関するコストも掛かると思います。

是非、案内物の電子化にご協力下さい。PDFをメールの形でお送りします。

ご希望の方は事務局までお申し出下さい。

(情報システム委員長 湯本康弘)

### [租税教育推進委員会]

2月26日に中央区立阪本小学校において6年生1クラスを対象に租税教室を行いました。

昨年の中央区立阪本小学校の租税教育を堀江前日本橋税務署長に見学していただいたのに引き続き、本年も長井署長に見学していただきました。

授業は日税連の2020年版小学生用参加型テキストをベースにメイン講師と補助講師のペアで行

いました。学校側との事前打ち合わせで感染予防対策を徹底することを確認し、手指消毒を行った上、講師と児童はともにマスクを付けての授業となりました。

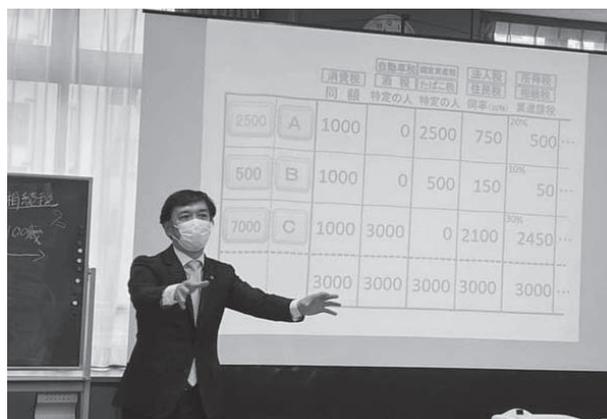
授業のテーマは税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし、税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ、児童が積極的に参加をしてもらうよう工夫を施しました。

税金を集めるゲームでは、クラスを3カテゴリーに分けてそれぞれが2,500万円・500万円・7,000万円の所持金があり、その所持金の中からクラス全体で3,000万円をどのように集めたいか、ディスカッション形式で検討をしてもらいました。その結果を各カテゴリーのリーダーに発表してもらい、聞くだけではなく児童自身が考える授業にしています。

授業時間が45分となり時間的な制約があり、検討時間が十分ではない中でも児童はしっかりと意見をまとめていました。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京税理士会が実施している租税教育講師養成研修を受講して、租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。本年度はオンラインでの講師養成研修になります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは、税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。租税教育に興味がある先生方は、講師登録のための研修を受講していただければと思います。お申し込みは日本橋支部事務局までお願いいたします。

(租税教育推進委員長 小原正寛)



## お知らせ

- ・ **第五世代税理士用電子証明書について(情報システム委員会より)**

第五世代の税理士用電子証明書のオンラインでの申し込みが東京税理士会では6月28日から始まります。注意点としては他の税理士会ではすでにオンラインでの申し込みが始まっているところもありますが、東京税理士会の会員についてはエラーやシステム障害が出てしまうため、絶対に6月27日以前には申し込みは行わないでください。詳しくは日税連または東京税理士会のホームページ、支部配布物でご確認ください。

- ・ **支部の配布物について(情報システム委員会より)**

支部からの配布物はメール配信と郵送で行っておりますが、現在、メールでの配信は約30%にとどまっております。郵送の場合は、印刷代や郵送料の他、事務局職員の配送作業もかなりの負担になっております。特に所属税理士の皆さんはPDFによるメール配信をご存じない方も多いようです。大手の税理士法人を中心に周知していただき、メール配信に切り替えていただきますよう、お願いいたします。メール配信への切り替えは支部事務局にご連絡ください。

- ・ **税務署への提出書類の押印について**

税務署に提出する申告書等については、提出者等の押印をしなければならないとされていましたが、令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降は押印を要しないこととされました。そのため、国税庁のホームページに掲載されてダウンロードできる申告書等の様式については、順次押印欄のないものに更新されます。押印欄のある従来の申告書等の様式もそのまま使用することができます。なお、従来通り押印の必要な書類もあります。詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>

- ・ **営業時間短縮に係る感染防止協力金について(飲食店等を対象)**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、飲食店等向け営業時間短縮に係る協力金の取扱いについて東京都より発表されています。

- 1 対象期間

まん延防止等重点措置期間(令和3年4月12日～4月24日まで)

緊急事態措置期間(令和3年4月25日～5月11日)

- 2 支給額

・ 中小企業等 一店舗当たり68万円～600万円

・ 大企業 一店舗当たり600万円(一日の売上高減少額に基づき算出)

- 3 対象要件

対象期間において営業時間短縮及び休業要請に協力した都内全域の飲食店等

その他要件がありますので、詳しくは東京都産業労働局のホームページでご確認ください。

[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409\\_14483.html](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0409_14483.html)

・ 休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金について（飲食店以外の中小企業等を対象）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、人流の抑制を図るため、東京都独自の取組として、休業協力依頼等に全面的に協力いただける中小企業、個人事業主等を対象とした支援金について東京都より発表されています。

1 対象期間

緊急事態措置期間（令和3年4月25日～5月11日）

2 支給額

一店舗当たり34万円

緊急事態措置期間開始の令和3年4月25日～5月11日までの間、全面的に協力いただいた場合（17日間）なお、やむを得ない理由で4月25日から取組の開始が間に合わず、令和3年4月27日～5月11日までの間、全面的に協力いただいた場合（15日間）は、一店舗当たり30万円

3 対象要件

緊急事態宣言の発令を受けて、上記の期間（17日間または15日間）東京都が行う休業の協力依頼などに対して、全面的に協力いただける中小企業、個人事業主等

その他、詳しくは東京都産業労働局のホームページでご確認ください。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/04/23/38.html>

## 表紙の写真について

表紙の写真は濱川会員から提供して頂きました鳥取県の「鳥取砂丘」です。

鳥取砂丘は、京都府京丹後市から鳥取県鳥取市に至る約75kmの海岸部が指定されている「山陰海岸国立公園」の一部です。鳥取砂丘は、①中国山地の花こう岩などが風化して砂になる、②雨が降り砂が土砂となって川に流れる、③日本海に出て波で海岸へ押し戻される、④日本海から吹く強い風で砂が内陸に飛ぶ、①～④が長い年月繰り返されてきており、良好な砂丘景観のみられる131haが特別保護区として指定され、あらゆる行為が厳しく規制されているということです。また、海岸砂丘として大きな起伏を持ち、風紋・砂簾・砂柱など砂丘独特の地形、植物群落を有するなど学術的に貴重であることが世界的に評価され国の天然記念物に指定されています。

年間約100万人が訪れる鳥取砂丘ですが、近年は砂の移動が弱まったことなどにより、本来砂丘に生息していないはずの植物の進入が著しく、これによりさらに砂の移動が抑えられて、砂丘特有の風紋などが見られなくなるなど砂丘独特の景観が損なわれていたそうです。そのため、鳥取県、鳥取市などが中心となり除草作業を行うことにより砂の移動がよみがえり生きた砂丘としての鳥取砂丘が戻りつつあるということです。

鳥取砂丘は、砂丘の景観を楽しむだけでなく「砂の美術館」や夜の「漁火」、砂丘によってせき止められた「多鯨ヶ池」などの鑑賞、「ファットバイク」や「サンドボード」、「らくだライド」など体験できるアクティビティもあり、一日中砂丘を満喫できるようです。

（参考：鳥取県観光光連盟HP、鳥取砂丘ビジターセンターHP）

（広報部長 増田 和弘）

## 支部会員異動のお知らせ

令和2年12月1日～  
令和3年3月31日

### 〈入会〉

12月16日 コ タカ タダ ヒロ 小高忠裕 〒103-0027  
日本橋2-16-13  
ランディック日本橋ビル1階  
佐藤幹雄税理士事務所  
電話 3510-7277

1月13日 ヨシ ハマ ゴウ 吉濱 豪 〒103-0013  
日本橋人形町1-1-9-603号  
税理士法人レガフィット  
電話 6659-2990

1月27日 オオ ハマ ユウ ジ 大濱 優士 〒103-0028  
八重洲1-1-8  
八重洲KTビル4階  
櫻井健二税理士事務所  
電話 6228-7911

1月27日 キク チ マサ トシ 菊地 正俊 〒103-0025  
日本橋茅場町1-2-14  
日本ビルディング3号館3階  
ブレイクスルーパートナー税理士法人  
電話 6661-2410

1月27日 ニイ カワ ショウ 新川 尚 〒103-0016  
日本橋小網町1-5  
日本橋小網町ハイツ705号室  
電話 6885-7567

2月4日 スズ キ サト シ 鈴木 哲史 〒103-0027  
日本橋2-1-3  
アーバンネット日本橋二  
丁目ビル3階  
税理士法人高野総合会計事務所  
電話 4574-6688

2月24日 ヒラ サワ ノブ ヤス 平澤 伸泰 〒103-0023  
日本橋本町4-2-11  
エビスビル201号  
税理士法人HTパートナーズ  
電話 6262-3884

2月24日 カ トウ コウ ジ 加藤 剛司 〒103-0027  
日本橋2-1-3  
アーバンネット日本橋二  
丁目ビル3階  
税理士法人高野総合会計事務所

2月24日 ワ タ ヨウ コ 和田 陽子 〒103-0001  
日本橋小伝馬町14-10  
アソルティ小伝馬町Liens3階B室  
税理士法人トゥモローズ  
電話 3527-3756

3月24日 アサ イ ケン ジ 浅井 賢治 〒103-0011  
日本橋大伝馬町17-4  
綱川ビル5F  
今井信吾税理士事務所  
電話 5640-2878

3月24日 アサ イ エツ コ 浅井 悦子 〒103-0006  
日本橋富沢町4-10  
京成日本橋富沢町ビル2F-12  
電話 090-2573-5286

3月24日 ヒラ バヤシ マコト 平林 慎 〒103-0026  
日本橋兜町9-5  
JWS兜町ビル513  
電話 090-5494-2070

3月24日 サ サ キ タカ ヒロ 佐々木 隆宏 〒103-0027  
日本橋1-4-1  
税理士法人令和会社  
電話 3231-1858

3月24日 タ ウチ アイ チロウ 田内 愛一郎 〒103-0026  
日本橋兜町1-10  
日証館2階  
税理士法人アセットプライム  
電話 6661-2174

3月24日 イリ エ ユウ キ 入江 雄貴 〒103-0007  
日本橋浜町3-20-2  
HAMACHO APARTMENTS 1501  
電話 090-4694-2842

### 〈転入〉

麻布支部より

12月2日 ツユ キ シュン 露木 俊 〒103-0027  
日本橋1-4-1  
税理士法人令和会社  
電話 3231-1858

麹町支部より

12月4日 タカ ハタ ミツ ノブ 高畑 光伸 〒103-0001

	日本橋小伝馬町14-10 アソルティ小伝馬町Liens3階B室 税理士法人トゥモローズ 電話 3527-3756		紅葉川ビル7階 電話 080-9371-9468
12月16日	四谷支部より 鈴木利光 〒103-0022	2月8日	麻布支部より 前澤左斗子 〒103-0006
	日本橋室町3-4-7 10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040	2月8日	神田支部より 佐藤 仁 〒103-0011
1月7日	神田支部より 古田真吾 〒103-0004 東日本橋3-3-18-203号 電話 090-1857-8716		日本橋大伝馬町10-1 柿原林業ビル5F 税理士法人TRACK 電話 5651-7112
1月13日	江東西支部より 板倉章典 〒103-0013 日本橋人形町1-1-9-603号 税理士法人レガフィット 電話 6659-2990	2月12日	麴町支部より 山下 剛 〒103-0002 日本橋馬喰町2-5-18 萩原ビル3階 電話 080-5490-8885
1月14日	麴町支部より 河合あゆみ 〒103-0024 日本橋小舟町8-6 H10日本橋小舟町8階 さいたま新都心税理士法人 東京日本橋事務所 電話 6268-0960	2月15日	神田支部より 根本俊一 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-32-11-1003号 電話 050-5433-9485
1月18日	麴町支部より 湯本康平 〒103-0026 日本橋兜町11-12-1102 宮口 徹税理士事務所 電話 4588-6375	3月18日	京橋支部より 堀井淳史 〒103-0004 東日本橋2-24-12 東日本橋榎ビル3階 電話 5579-9773
1月19日	麴町支部より 石川亜矢子 〒103-0013 日本橋人形町2-2-3 堀口ビル5F 電話 6667-0672	〈 法人入会 〉	
1月27日	江戸川北支部より 木下雅臣 〒103-0016 日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町 税理士法人リライブ 東京事務所 電話 5776-3465	12月16日	税理士法人たいせつ 東京事務所 〒103-0027 日本橋1-2-10 東洋ビル 電話 050-3646-2400
2月1日	京橋支部より 竹下幹二 〒103-0027 日本橋2-15-8	1月13日	税理士法人レガフィット 〒103-0013 日本橋人形町1-1-9-603号 電話 6659-2990
		1月18日	サン共同税理士法人 日本橋オフィス 〒103-0023 日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2階 電話 5652-0246
		1月27日	税理士法人リライブ 東京事務所 〒103-0016 日本橋小網町8-2

	BIZMARKS日本橋茅場町 電話 5776-3465	ナカジマ カヨコ 中島加誉子	日本橋小網町16-2-301号 〒103-0027
1月29日	税理士法人明星 東京事務所 〒103-0025 日本橋茅場町3-7-9 4階 電話 090-4896-3249		日本橋1-13-1 日鉄日本橋ビル3階
〈法人転入〉		〈法人事務所住所変更〉	
	麴町支部より	宗和税理士法人	〒103-0013
1月14日	さいたま新都心税理士法人 東京日本橋事務所 〒103-0024 日本橋小舟町8-6 H10日本橋小舟町8階 電話 6268-0960	税理士法人東京シティ税理士事務所 東京日本橋相談所	日本橋人形町2-14-6 電話 3669-8085
〈事務所住所変更〉			〒103-0027 日本橋3-6-2 ビジネスエアポート日本橋 電話 3344-3308
	タカシマ カツ モリ 高島賢守		〒103-0013
	日本橋人形町2-2-3-502号	〈事務所名変更〉	
	マツ ダ マサ シ 松田匡司	コジマカツ フジ 小島一富士	小島一富士税理士事務所
	日本橋3-6-2 1階	ツボ イケ タケシ 坪池剛	サン共同税理士法人日本橋オフィス
	トク ナガ シン 徳永信	ナカ ツネ トモ ヒロ 中常友裕	中常友裕税理士事務所
	日本橋人形町2-14-6	ヤマ ハタ ケイ タ 山端慶太	税理士法人東京シティ税理士事務所
	ゴ アン リ エ 後庵理江		東京日本橋相談所
	ヨシ ダ タク オ 吉田拓央	カナ モリ ヤス ヒロ 金森泰弘	MAC&BPミッドランド税理士法人
	オカ モト ハジメ 岡本新		東京日本橋オフィス
	シマ ダ シュン イチ 嶋田俊一	ミヤ コシ ナオ キ 宮腰直希	同上
	石橋将年	工藤ゆかり	同上
	〒103-0025	〈税理士法人名変更〉	
	日本橋茅場町2-5-5	税理士法人東京シティ税理士事務所東京駅前支店	
	SK茅場町ビル7階	↓	
	マエヤマ ナ ツ コ 前山奈津子	税理士法人東京シティ税理士事務所東京日本橋相談所	
	日本橋2-12-9	MACミッドランド税理士法人東京オフィス	
	日本橋グレイスビル8F	↓	
	ハ セ ガワマサカズ 長谷川正和	MAC&BPミッドランド税理士法人 東京日本橋オフィス	
	アラ イ マサ アキ 新井政明	〈事務所電話番号変更〉	
	〒103-0016	タカ シマ カツ モリ 高島賢守	6667-0671
	日本橋小網町3-18	マエヤマ ナ ツ コ 前山奈津子	6281-8350
	スターコート日本橋703	ハ セ ガワマサカズ 長谷川正和	同上
	〒103-0005	アラ イ マサ アキ 新井政明	6810-8911
	日本橋久松町13-4	ナカ ツネ トモ ヒロ 中常友裕	6810-7580
	トスパビル9F	ヤマ ハタ ケイ タ 山端慶太	3344-3308
	〒103-0027	〈転出〉	
	日本橋3-6-2	オオ ツカ エイ ジ 大塚英司	新宿支部へ
	ビジネスエアポート日本橋	コ ヤマ マコト 小山信	京橋支部へ
	〒103-0016	フク オカ トシ 福岡敏郎	葛飾支部へ
	日本橋小網町11-5	フカ ガワ ユウ 深川雄	江東西支部へ
	ACN日本橋小網町ビル7F-01		
	〒103-0016		

ヨシ 吉 田 和 広 北沢支部へ  
 モリ 森 田 直 ヤ 也 同上  
 オカ 岡 本 進 ス ス ム 同上  
 シラ 白 井 孝 太 郎 麻布支部へ  
 モリ 森 田 佑 介 四谷支部へ  
 モテ 茂 木 政 昭 京橋支部へ  
 アサ 浅 野 雅 史 四谷支部へ  
 イガ 五 十 嵐 拓 也 麹町支部へ  
 カネ 金 子 真 人 葛飾支部へ  
 アシ 芦 原 健 太 板橋支部へ  
 オオ 大 石 友 也 神田支部へ  
 フジ 藤 本 勇 輝 芝支部へ  
 クワ 桑 澤 克 実 同上

カワ 河 合 雅 文 業務廃止  
 カワ 川 端 隆 寛 ヒロ 同上  
 スズ 鈴 木 勝 也 ヤ 同上  
 タカ 高 田 紗 綾 アヤ 同上  
 グチ 田 口 英 亮 スケ 同上  
 テラ 寺 本 篤 史 ヒロ 同上  
 ニシ 西 川 康 マ ユ 同上  
 ヒラ 平 川 真 優 ユキ 同上  
 ミズ 水 野 貴 之 タ 同上  
 ミヤ 宮 本 健 太 アツシ 同上  
 ヨコ 横 尾 篤 篤 トシ 同上  
 キク 菊 地 正 俊 マサ 千葉県会へ

〈退会〉

オオ 大 嶋 幸 吉 業務廃止  
 ナカ 中 根 緑 ノ 千葉県会へ  
 コ 小 泉 文 乃 同上  
 ハラ 原 和 雄 オ 業務廃止  
 ヒシ 菱 田 次 男 オ 千葉県会へ  
 タナベ 渡 邊 公 年 同上  
 スナ 砂 田 綾 コ 近畿会へ  
 コマ 駒 谷 泉 ユキ 業務廃止  
 アキ 福 家 弘 ヒロ 関東信越会へ  
 アラ 荒 井 孝 タカシ 東京地方会へ  
 フジ 藤 川 純 シ 同上  
 タカ 高 平 康 シ 同上  
 ヤマ 小 山 紀 久 オ 千葉県会へ  
 カイ 海 瀬 浩 昭 業務廃止  
 シマ 島 尾 勇 ヒト 同上  
 オオ 大 木 健 ジ 同上  
 カキ 柿 崎 達 ヤ 同上  
 カミ 上 村 明 オ 同上

〈法人会員転出〉

第一会計税理士法人 東京事務所 京橋支部へ  
 会計サポート税理士法人 北沢支部へ

〈法人会員退会〉

税理士法人アイ・パートナーズ 合併解散  
 税理士法人明星 東京事務所 廃止  
 アルメリア税理士法人 東京事務所 廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

エ マ マサ ヨシ 江 間 政 芳 昭和24年10月8日生まれ 71歳  
 令和2年12月16日死亡  
 タカ ハシ タダ オ 高 橋 忠 雄 昭和3年1月1日生まれ 92歳  
 令和2年12月25日死亡  
 ナカ ムラ サトシ 中 村 敏 昭和24年6月28日生まれ 71歳  
 令和3年1月17日死亡

編集後記

会報「にほんばし」162号をお届けいたします。  
 新型コロナウイルスに対する2回目の緊急事  
 態宣言が解除された後も、特に変異型が猛威  
 をふるって大阪などでは感染者数が過去最高と  
 なって来ています。ワクチンが国民に供給さ  
 れるようになり、治療薬が開発されない限りこ  
 の事態は収束していかないと思われまます。  
 4月25日から3回目の緊急事態宣言が発令さ

れました。そんな中、今号に原稿執筆頂きまし  
 た皆様、ありがとうございます。感染防止対策  
 の一環として、校正会議も開催できない中でも  
 毎号何とか発行させて頂き、御協力頂いている  
 方々や広報部員の皆様に感謝いたします。

生活様式や仕事の環境などが目まぐるしく変  
 化していますが、それらに対応していきながら、  
 この事態を乗り越えて行ければと思います。

(広報部長 増田 和弘)

# 日本橋税務署からのお知らせ

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

## 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

### 要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

### 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。  
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ① 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

# 消費税 インボイス制度

## 令和3年10月1日から

### 登録申請書

### 受付開始！！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。



登録申請は、e-Taxをご利用  
いただくと手続きがスムーズです

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

#### 【専用ダイヤル】

0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度特設サイト

検索 



## 《東京商工会議所から融資のご案内》

### マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・無保証人**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

##### 特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは  
別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内  
※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する  
場合の貸付残高合計額に限度があります。  
※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

##### 特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.31%**（固定金利）  
※経営改善利率 1.21%より▲0.9%引き下げ  
※2021年4月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。  
※別枠部分は特別利子補給制度により、売上が急減した事業者は当初3年間実質無利子となります。

※審査の結果、ご希望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

#### 融資対象（主な項目）

- 小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方  
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）  
※アルバイト・役員等を除いた人数

- 最近1か月等の売上高(注)または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が  
前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある事業者。

(注)「最近1か月等の売上高」とは、最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上  
1か月未満の任意の期間における売上を含みます。

- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者  
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆税理士による無料税務相談

第2火曜日

◆弁護士による無料法律相談

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

**東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811**

## 事業承継サイト「担い手探しナビ」の登録はお済みですか？

顧問先の事業引継ぎ等の支援ツールとして、日税連事業承継サイト「担い手探しナビ」があります。

これは、私たち税理士が

- ◎ 「後継者不在だが、事業を継続させたい・・・」
- ◎ 「今後事業を拡大したい・・・」

という顧問先の想いに寄り添い、税理士同士が協力して支援するための事業マッチングプラットフォームです。まずは、登録をおこなっていただき、その活用を通じて、より良い“プラットフォーム”に育てていきましょう！

以下のサイトにアクセスして、現在、掲載されている案件をご覧になってみてください！

顧問先に紹介すると喜ばれるような「譲渡し希望案件」や「譲受け希望案件」が見つかるかもしれませんよ！



### 東京税理士会HP 会員専用ページ

[https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/leaders\\_navi/](https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/leaders_navi/)



詳しい登録手順はQRコードからも読取れます

# そうだ、「日税」に聞こう！

## 事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の  
問題解決に当たります！

## 様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、  
関与先の集金、支部会費等

## 不動産の相談

売買・相続対策・  
有効活用等

## 最新知識の習得 職員教育

各種研修

## 保険の有効活用

事業保障・  
役員退職金準備等

関与先のお困りごと

事務所の運営

## 「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスを  
ワンストップで提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。  
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税ビジネスサービス  
TEL.0120-155-551

日税不動産情報センター  
TEL.03-3346-2220

共栄会保険代行  
TEL.0120-922-752

日税サービス  
TEL.0120-312-112

日税経営情報センター  
TEL.03-3345-0600



小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

## 小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。  
退職後の生活資金は  
万全ですか？

未来のために  
小さな一歩

経営者の皆さま。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20名以下  
(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、  
及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額が1,000円～70,000円の範囲内  
(500円単位)で自由に選べます。
- ③毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得  
400万円の方なら約11万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等  
の貸付けが受けられます。

### 取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめた  
いただいた組合員にお支払いします。  
請求書は東京税理士協同組合のホーム  
ページからダウンロードできます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構** (中小機構) 共済相談室

**TEL.050-5541-7171**

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

**東京税理士協同組合**

**TEL.03-5363-2011**

# 部活動風景



▼ アウトドア部 ▼



## 税界放談

昭和四十七年七月に発足した田中角栄内閣の時には、経済成長が著しく毎年給与が三〇%以上上がり（人事院勧告）、三年間で倍以上になり、割賦で買った背広や靴の代金を一括で返済し、借金をして得をした気分でした。毎年の春闘でストが行われ列車が止まり、宿直室に泊まり込みという経験もしました。税制面では、昭和五十三年第二次オイルショックの年に外

昭和四十五年四月、佐藤栄作内閣の時に札幌国税局に採用され、私の税務人生がスタートしました。当時はドル固定相場制で一ドル三六〇円（翌年にスミソニアン合意で三〇八円に切り下げ）であり、海外旅行は夢のような時代でした。この年に大阪万博が開催され、寮のテレビでその模様をうらやましく見ていたことを懐かしく思い出します。

翌年東京に出てきたので、四十七年二月に開催された札幌オリンピックの日の丸飛行隊の雄姿は残念ながら観戦することができませんでした。昭和四十七年七月に発足した田中角栄内閣の時には、経済成長が著しく毎年給与が三〇%以上上がり（人事院勧告）、三年間で倍以上になり、割賦で買った背広や靴の代金を一括で返済し、借金をして得をした気分でした。毎年の春闘でストが行われ列車が止まり、宿直室に泊まり込みという経験もしました。税制面では、昭和五十三年第二次オイルショックの年に外

国子会社合算税制が導入されました。当時の法人税率は四〇%と高かったことから、企業が軽課税国に利益を蓄積するという事態に対応するために導入された制度で、私も大規模法人の調査時に重点的に取り組んでおりました。昭和六十一年には移転価格税制、平成元年には消費税（二%）が導入されました。平成三年にバブルが崩壊し、アジア通貨危機も経験しました。戦後右肩上がりの経験しかなかった国民には厳しい時代の始まりでした。税制面では時価評価・ヘッジ処理の導入（平成十二年）、組織再編入（平成十二年）、連結納税制の大幅な改正、連結納税制の導入（平成十四年）、外国子会社配当益金不参入制度の創設（平成十九年）、グループ法人税制の導入（平成二十二年）などの大きな改正が続きました。連結納税制度も創設から二〇年で廃止され令和四年からはグループ通算制度に移行することになりました。

毎年多くの税制改正が行われ、改正税法のすべでも年々ページ数が増えている感じが

します。税理士にとっては、日々研鑽が欠かせない厳しい時代だと痛感しております。最近の税制改正時には、従来主税局から発表されていた増減税規模の項目別影響額が発表されなくなったことを不思議に感じます。プライマリーバランスとの関係でしようか・・・。

昭和五十七年に国債残高が一〇〇兆円を突破し、平成十六年に五〇〇兆円を超え、令和二年度見込みでは九三〇兆円と財務省より発表されております。私も税務に関わって五〇年が過ぎ、人生も後わずかになってみて、国民一人当たり九八三万円もの借金を次世代に残すことに心が痛む思いです。

東日本大震災、熊本地震、昨年からの新型コロナウイルスと予期せぬ事態が続いておりますが、少しでも穏やかな晩年を過ごしたいと切に願っております。

(T・O)

